国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)

第二十条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において 延長で当まあるため履行延期の特約等(和解、調停又は労働審判(労働審判法 あるため 第三十二条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態に 第三十二条	(免除) (免除) (免除) (免除) (免除) (免除) (免除) (免除)	条第一項の規定による異議の申立てをしないことができる。 ただし)による調停(以下「調停」という。)に応じ、又は同法第二十一	第二百二十二号) 若しくは労働審判法 (平成十六年法律第四十五号	解(以下「和解」という。)をし、民事調停法(昭和二十六年法律	て当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和	においては、その争いを解決するためやむを得ず、かつ、国にとつ	の規定により認められた内容によるほか、法律上の争りがある場合	第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令 第三十一条	(和解等)	新
延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条におあるため履行延期の特約等(和解又は調停によつてする履行期限の第三十二条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態に	(免除)	りでない。	とができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限	第二百二十二号)による調停(以下「調停」という。)に応ずるこ	以下「和解」という。)をし、又は民事調停法(昭和二十六年法律	該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解(おいては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当	の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合に	弗三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令	(和解等)	IΒ

ずるものを含む。以下この条において同じ。)をした債権について 済することができることとなる見込みがないと認められる場合には 合は、最初に履行延期の特約等をした日)から十年を経過した後に おいて、 同じ。) によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準 当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができ 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場 なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁

これに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見 限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等を いて同じ。) をした債権について、当初の履行期限 (当初の履行期 及び利息を免除することができる 込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金 した日) から十年を経過した後において、 なお債務者が無資力又は

2 • 3 (略)

ಶ್ಠ

(財務大臣への協議等)

第三十八条

1 •

(略)

規定による異議の申立てをしないとき、又は和解、調停若しくは労 り和解をし、 法務大臣は、第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定によ 調停に応じ、若しくは労働審判法第二十一条第一項の

働審判によつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ず る行為をするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を求めなければ

つて行う場合は、この限りでない。

ならない。

ただし、

あらかじめ財務大臣と協議して定めた基準によ

2 . 3 (同上)

第三十八条 1 • (同上)

(財務大臣への協議等)

3 。ただし、あらかじめ財務大臣と協議して定めた基準によつて行う するときは、 よつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為を り和解をし、若しくは調停に応ずるとき、又は和解若しくは調停に 場合は、この限りでない 法務大臣は、 あらかじめ、 第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定によ 財務大臣の意見を求めなければならない

3 (同上)	3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由 3
第九条 1・2 (同上)	第九条 1・2 (略)
(過納手数料の還付等)	(過納手数料の還付等)
	、路、 起があつたものとみなされたとき。
	合を含む。)の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提
	同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場
	時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。
た手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。	第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての
は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納め	
訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者	の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に	を提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料
2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第	2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴え
第三条 (同上)	第三条 (略)
(申立ての手数料)	(申立ての手数料)
旧	新

4 四 属する請求についても納められたものであるときは、その限度にお が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係 五 \equiv その額が四千円に満たないときは、四千円)を控除した金額の金銭 られた手数料の額(第五条の規定により納めたものとみなされた額 が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納め を還付しなければならない つては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあ のとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定 を除く。)から納めるべき手数料の額(同条の規定により納めたも 二 民事調停法による調停の申立 て 前項の規定は、 続の申立て (略) 労働審判法による労働審判手 (略) (略) 数個の請求の一部について同項各号に定める事由 却下の裁判の確定又は最初にす 却下の裁判の確定又は最初にす 前における取下げ る取下げ べき調停の期日の終了前におけ べき労働審判手続の期日の終了 4 (新設) 二 民事調停法による調停の申立 \equiv が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係 属する請求についても納められたものであるときは、その限度にお 四 前項の規定は、 て (同上) (同上) (同上) 数個の請求の一部について同項各号に定める事由 却下の裁判の確定又は最初にす べき調停の期日の終了前におけ る取下げ

				<u>_</u>	項	別 表 第 一	S W	者▽	の 和	第十四条	会裁	5 } 10	であ	がな	める	۱۱ ح
	審判手続の申立て	て又は労働審判法による労働	民事調停法による調停の申立	三 (略)	上欄	7一(第三条、第四条関係)	ら取り立てることができる。	者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者か	の和解、調停若しくは労働審判によ	1条 第十一条第一項の費用で予納がないものは、	(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)	2 (略)	であるときも、その限度において、同様とする。	はお係属する他の同号に掲げる申	める事由が生じた場合において、既	いては、適用しない。 同項第五号に
額	るところにより算出して得た	項の価額に応じて、次に定め	調停又は労働審判を求める事		下欄			定により費用を負担すべき者か	調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた	裁判、裁判上	た者からの取立て等)		同様とする。	がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたもの	既に納めた手数料の全部又は一部	同項第五号に掲げる申立てについて同号に定
			四	5	項	l 別 表 第	る -	訴訟	の 和	第十四条	会	5 } 10	であ	がな	める	いては、
		て	民事調停法による調停の申立	一三 (同上)	上	別表第一(第三条、第四	ることができる。	訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立て	の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事	第十一	(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)	. (同上)	であるときも、その四	がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたもの	める事由が生じた場合において、	は、適用しない。
			る調停の申立		欄	第四条関係)		の規定により費	によりこれを負	項の費用で予	貝担を命ぜられ		その限度において、同様とする。	旧号に掲げる申	口において、既	
	り算出して得た額	じて、次に定めるところによ	調停を求める事項の価額に応		下			用を負担すべき	担することとさ	条第一項の費用で予納がないものは、	た者からの取立		同様とする。	立てについて#	既に納めた手数料の全部又は一部	同項第四号に掲げる申立てについて同号に定
	た 額	のるところに	争項の価額に		欄			者から取りな	れた者又は日	6、裁判、裁判上	で等)			の納められた	の全部又は	こついて同号に

で を求! ま 円 ヌ! ま を ヌ! で ま 求!	とに 千二百円その価額百万円までごった きんかい かいがい かいかい きんしん インタ といい かいがい おいま かいがい おいま かいがい かいがい かいがい かいがい といい かいがい かいがい かいがい	る事項の価額が千万円を超い 調停又は労働審判を求め	額ま額	(三) 調停又は労働審判を求めごとに 五百円ごとに 五百円	(二) 調停又は労働審判を求め	とに 五百円 の部分 の部分 の部分 の部分 の部分 の部分 おり は労働審判を求め
----------------------------	--	---------------------------	-----	-------------------------------	-----------------	--

(□) (Ξ) (-) (-) の部分 が五百万円を超え千万円ま が千万円を超え十億円まで での部分 での部分 が百万円を超え五百万円ま が百万円までの部分 調停を求める事項の価額 調停を求める事項の価額 調停を求める事項の価額 調停を求める事項の価額 その価額百万円までご その価額五十万円まで ごとに 五百円 その価額二十万円まで ごとに 千円 とに 五百円 その価額十万円までご

とに 千二百円

	一の申立て、行政事件訴訟		可の申立て、行政事件訴訟
	規定による担保権消滅の許		規定による担保権消滅の許
	生法第百四十八条第一項の		生法第百四十八条第一項の
	よる復権の申立て、民事再		よる復権の申立て、民事再
	百六十七条第一項の規定に		百六十七条第一項の規定に
	の申立て若しくは同法第三		の申立て若しくは同法第三
	二第一項の規定による免責		二第一項の規定による免責
	ホ 破産法第三百六十六条ノ		ホ 破産法第三百六十六条ノ
五百円	七 イ~二 (同上)	五百円	一七 イ~二 (略)
	一五・一六 (同上)		一五・一六 (略)
とに 四千円		とに 四千円	
その価額千万円までご		その価額千万円までご	
		超える部分	
が五十億円を超える部分		る事項の価額が五十億円を	
(調停を求める事項の価額		(対 調停又は労働審判を求め)	
ごとに 四千円		ごとに 四千円	
その価額五百万円まで		その価額五百万円まで	
での部分		え五十億円までの部分	
が十億円を超え五十億円ま		る事項の価額が十億円を超	
(垂) 調停を求める事項の価額		(語) 調停又は労働審判を求め	

停止若しくは続行を命ずる 第一項若しくは第二項の規 等の調整の促進のための特 理人に選任することの許可 四条第一項ただし書の規定 よる申立て、労働審判法第 第百七十四号)第二十七条 組合法 (昭和二十四年法律 定の取消しの申立て、労働 法の規定による執行停止決 裁判を求める申立て、家事 定による民事執行の手続の 定調停に関する法律第七条 を求める申立て、特定債務 による弁護士でない者を代 は第十七条第一項の規定に 法律第十六条第三項若しく 及び被害者の保護に関する 第八項の規定による申立て 配偶者からの暴力の防止

第三十九条第一項の規定に 平成十五年法律第百九号) 若しくは続行を命ずる裁判 停に関する法律第七条第一 調整の促進のための特定調 第八項の規定による申立て 組合法 (昭和二十四年法律 定の取消しの申立て、 法の規定による執行停止決 よる民事執行の手続の停止 項若しくは第二項の規定に よる申立て、特定債務等の は第十七条第一項の規定に 法律第十六条第三項若しく 第百七十四号) 第二十七条 る申立て又は人事訴訟法 (法第十五条の六の規定によ を求める申立て、 及び被害者の保護に関する 配偶者からの暴力の防止 家事審判

\$ # O & G. K.	•	この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての	一八・一九 (略)	へ・ト (略)	定による申立て	号) 第三十九条第一項の規	法 (平成十五年法律第百九	による申立て又は人事訴訟	審判法第十五条の六の規定
	又はその例によるものとする規定による申立てを含	てには、当該申立てについての							
\$ # O & 151%	泣きりごする。	この表の各項の上欄に掲げる申立て	一八・一九 (同上)	へ・ト (同上)					よる申立て
	のとする規定による申立てを含し								

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停 第三十九条	(強制執行の停止)	事件が係属していた地方裁判所	労働審判が行われた際に労働審判	在地を管轄する地方裁判所)又は	あるときは、その簡易裁判所の所)又は労働審判に係るもの 易裁判所の管轄に属しないもので	立した和解及び調停を除く。 した和解又は調停に係る請求が簡	調停 (上級裁判所において成 裁判所 (簡易裁判所において成立	債務名義のうち和解若しくは 裁判所、地方裁判所若しくは家庭	六 第二十二条第七号に掲げる 和解若しくは調停が成立した簡易		れ当該各号に定める裁判所が管轄する。	2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞ	第三十三条 (略)	(執行文付与の訴え)	新
強 制	(強制執行の停止)		7 31	[轄する地方裁判所)	は、その簡易裁判所の所在地を管	係るもの の管轄に属しないものであるとき	た和解及び調停を除く。)に 又は調停に係る請求が簡易裁判所	(上級裁判所において成立し 簡易裁判所において成立した和解	債務名義のうち和解又は調停 所、地方裁判所又は家庭裁判所(六 第二十二条第七号に掲げる 和解又は調停が成立した簡易裁判	一〜五 (同上)	れ当該各号に定める裁判所が管轄する。	2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞ	第三十三条 (同上)	(執行文付与の訴え)	旧

ハ。からは、「おり、「おり、」とは、「おり、「おり、」という。「おり、「おり、」という。「おり、「おり、」という。「おり、「おり、」という。「おり、「おり、」という。「おり、「おり、」という。「おり、「 おりまれる こうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい		旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾、調停若しくは労働審判の 旨の裁判又は債務	強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す 3 強制執行の基本	第四十二条 1・2 (略) 第四十二条 1	(執行費用の負担) (執行費用の負担	(略) 2・3 (同上)	<u>5-7 (略) </u>	第七項の調書の正本	解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条	六年法律第四十五号) 第二十一条第四項の規定により裁判上の和	裁判上の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法(平成十 裁判上の和解又	強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した 四 強制執行	(略) 三 (同上)	とを宣言する確定判決の正本	債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないこ 二 債務名義に係	(略) (略) (同上)	止しなければならない。
当する金銭を信務者に返還したければたらたり	álfら会場に賃務論に区景しよければよらよい。 する判決が確定したときは、債権者は、支払を受けた執	は債務名義に係る和解、認諾若しくは調停の効力がない	の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す	1・2 (同上)	の負担)	上)	(同上)				和解又は調停の調書の正本	強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した		決の正本	義に係る和解、認諾又は調停の効力がないことを宣言す		ばならない。

2 · 3 (同上)	2 · 3 (略)
	•
, り執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。	の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす
証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定によ	の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項
された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の	行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他
実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与	明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執
のとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事	示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証
したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたも	名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表
裁判が確定し、又は和解、認諾者しくは調停に係る債務名義が成立	裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務
第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の	第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の
(意思表示の擬制)	(意思表示の擬制)
4~9 (同上)	4~9 (略)

)第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一条において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判(労働審判法第二十九	6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同責任裁定」という。)の申請を本案の訴えの提起とみなす。二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定 (次項において「	ての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十	和四十五年法律第百八号)第二条に規定する公害に係る被害についがあるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法(昭	地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に関し仲裁合意(平成十六年法律第 == 号)第一条に規定する事件であるときは	所に対	昭和二十二年法律第百五十二号)第十八条第一項に規定する事件で	5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事審判法 (1~4 (略)	第三十七条	(本案の訴えの不提起等による保全取消し)	新
したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定め 二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。)によらないで終了 調停の成立、仲裁判断又は責任裁定(公害紛争処理法第四十二条の	6 前項の調停の事件、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が	- 「責任裁定」という。)の申請を本案の訴えの提起とみなす。	十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定(次項において いての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の	昭和四十五年法律第百八号)第二条に規定する公害に係る被害につ		昭和二十二年法律第百五十二号)第十八条第一項に規定する事件で	5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事審判法 (1~4 (同上)	第三十七条	(本案の訴えの不提起等による保全取消し)	田

8 (同上)	8 (略)
	又は却下された場合について準用する。
	えの提起があったものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、
用する。	第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により訴
れた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準	れ、又は労働審判法第二十二条第一項(同法第二十三条第二項及び
なかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起さ	なかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起さ
7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をし	7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をし
	案の訴えを提起しなければならない。
	了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本
	の成立を含む。) によらないで終了したときは、債権者は、その終
G	裁定(公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意
られた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない	項の規定による労働審判事件の終了を含む。)、仲裁判断又は責任